

東京医療保健大学危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、東京医療保健大学(以下「本学」という。)において発生する様々な危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理方針及び危機管理体制等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「危機」 火災、災害、テロ、重篤な感染症の発生その他の重大な事件又は事故等により、学生、職員及び近隣住民等の生命もしくは身体又は本学の財産、名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事象をいう。
- 二 「危機管理」 危機が顕在化した場合に、損失を最小限に抑えるための組織的な活動をいう。
- 三 「業務継続」 危機の発生、その他の緊急時においても、重要な業務を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧させることをいい、その取組は「危機管理」に含める。
- 四 「防災」 災害において、身体・生命の安全の確保と物的被害を軽減させることをいい、その活動は「危機管理」に含める。
- 五 「部局」 各学部、各学科、各研究科、助産学専攻科、総合研究所、各センター、附属図書館、事務局、IR推進室及び内部監査室をいう。
- 六 「部局長」 前項に掲げる部局の長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規程に定める危機管理の対象となる事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学生、職員及び近隣住民等の安全に係る重大な事象
- 二 教育研究活動等の遂行上の重大な事象
- 三 施設管理上の重大な事象
- 四 社会的な影響の大きい事象
- 五 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- 六 その他前各号に相当する重大な事象

(危機管理の基本方針)

第4条 危機事象への対応として、学生、職員及び近隣住民等の安全確保、本学の重要業務の継続又は速やかな再開のための業務継続の取組み、危機事象が顕在化した場合の危機管理を並行して行うことを基本方針とする。

(危機管理のための学長等の責務)

第5条 学長は、本学における危機管理を総括し、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 部局長は、当該部局の危機管理を総括し、当該部局の危機管理の充実に努めなければならない。

3 職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理の充実のための措置等)

第6条 学長及び部局長は、法令及び関係する本学規程等に従い、学生、職員及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

2 学長及び部局長は、危機事象が発生した場合には、学生、職員及び近隣住民等に対し必要な情報提供等を行うものとする。

(危機管理委員会)

第7条 本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 危機管理に関する重要事項の評価及び見直しに関すること
- 二 本規程に基づく各計画に関すること
- 三 危機に対応する教育・訓練に関すること
- 四 その他危機管理に関し必要な事項

3 委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 学長
- 二 副学長(学部、学科、もしくは研究科の長を兼ねる者に限る)
- 三 大学経営会議室長
- 四 事務局長
- 五 その他学長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名する副学長が、その職務を代理する。

6 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

8 委員会の事務は、総務人事部で行う。

(危機事象に関する報告等)

第8条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、直ちに当該部局長に報告しなければならない。

2 当該部局長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、原則として学長に報告するとともに、当該危機の状況を確認し、学長と対処方針を協議しなければならない。

(危機対策統括本部の設置等)

第9条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策統括本部(以下「対策本部」という。)を設置することができる。ただし、東京医療保健大学災害防災対策規程第2条に定める火災、地震その他の災害により生ずる危機については、同規程第6条に規定する災害対策統括本部において対処するものとする。

2 対策本部の構成員は、第12条第2項第一号に定める、危機事象発生時における教育研究活動等の継続のための活動計画(以下「業務継続計画(略称 BCP : Business Continuity Plan)」という。)に定める者とする。ただし、BCP が策定されていない場合は学長が別に指名するものとする。

3 対策本部に本部長を置き、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。

4 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

5 対策本部は、危機事象の対処の状況について、適宜必要に応じ、第7条に定める危機管理委員会に報告するものとする。

6 対策本部の事務は、総務人事部が当該危機事象に関係する事務部の協力を得て行う。ただし、危機事象の対処のために別の事務部が当該事務を行う必要があると学長が判断した場合は、この限りでない。

(危機対策統括本部の権限)

第10条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理に当たり、本学規程等により必要とされる手続を省略することができる。

(部局における危機への対処等)

第11条 部局長は、当該部局のみに係る危機事象であって当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局の対策本部を設置する等により対処するものとする。この場合において、部局長が必要と判断するときは、その内容、対処方針及び対処状況等を学長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告があった場合、学長は、当該危機事象が全学に影響を及ぼすものと判断するときは、対策本部を設置し全学的に対処することができる。

3 部局長は、当該部局のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(業務継続計画)

第12条 危機事象発生時に本学の教育研究活動等を継続するため、BCPを策定するものとする。

2 BCPには、次の各号に掲げる事項を定める。

- 一 対策本部の設置及び当該本部の構成員
- 二 危機事象発生時における初動体制
- 三 危機事象発生時における情報収集の迅速な実施
- 四 その他業務継続のための方針、体制、手順等の必要な事項

3 BCPにおいては、特定の危機による被害想定を前提にするものの、被害の様相が異なっても可能な限り柔軟さを持つように策定するよう努めるものとする。

4 策定したBCPにおける予測を超えた事態が発生した場合には、計画における個々の対応に固執せず、それらを踏まえ、臨機応変に対応するものとする。

(モニタリング)

第13条 危機が顕在化した場合の危機管理の活動については、モニタリングの対象に含めることとし、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、危機管理対策の継続的な見直しを図るものとする。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、総務人事部において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月15日から施行する。